

船橋市母子家庭等就業・自立支援センター事業実施要綱

1. 事業の目的

この要綱は、母子家庭の母、父子家庭の父（配偶者の暴力により親と子で避難をしている事例等で、婚姻の実態は失われているが、止むを得ない事情により離婚の届出を行っていない者等を含む。以下同じ。）及びその児童並びに寡婦（以下「母子家庭の母等」という。）の就業をより効果的に促進するために、「母子家庭等就業・自立支援事業の実施について」（平成20年7月22日発雇児発0722003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に示されている「母子家庭等就業・自立支援事業実施要綱」（以下「国要綱」という）に基づき母子家庭の母等への自立に向けた支援を総合的に行う「船橋市母子家庭等就業・自立支援センター事業」（以下「本事業」という）を規定し、支障なく運営することを目的とする。

2. 実施主体

本事業の実施主体は船橋市とする。ただし、事業実施については、母子・父子福祉団体又はこれに準ずる団体で、船橋市長が適当と認めた団体に委託できるものとする。

3. 対象者

母子家庭の母等であって、船橋市に居住する者。

なお、「児童」とは、義務教育を終了しており、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に定める配偶者のない女子及び配偶者のない男子に扶養されている20歳未満の者をいう。

また、児童扶養手当の受給が見込まれる者であって、「離婚前後親支援モデル事業の実施について」（令和元年6月26日子発0626第2号厚生労働省子ども家庭局通知）に基づく支援を受けている者など、離婚前から当該事業による支援が必要な者についても対象とする。

4. 実施事業

本事業において実施する事業は国要綱に記載のある事業のうち船橋市が母子家庭の母等の支援に効果的であると認める事業とし、その実施にあたっては国要綱の記載に基づき運営するものとする。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行するものとする。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行するものとする。

附則

この要綱は、平成26年10月1日から施行するものとする。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行するものとする。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行するものとする。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行するものとする。

附則

この要綱は、令和5年7月4日から施行するものとする。